

確定拠出年金 連絡会議	第 9 回 平成16年3月26日	資料 9
----------------	---------------------	------

投資教育事例集に係る調査について（案）

1. 確定拠出年金連絡会議参加メンバーの企業における投資教育の状況調査

投資教育の実施状況等について、会議参加メンバーの企業に以下の内容の項目について調査の協力を依頼。（調査票は別途作成）

(1) 情報提供の内容について

- 情報提供の内容で以下の事項の中で力点を置いているポイント、工夫をしている点
 - ・ 確定拠出年金制度等の具体的内容
 - ・ 金融商品の仕組みと特徴
 - ・ 資産の運用の基礎知識（資産運用の留意点、リスクの種類と内容、リスクとリターン、長期運用、分散投資）
- 導入時の投資教育、継続教育など段階に応じた方法

(2) 情報提供の方法について

- 情報提供について以下の点に照らして実際に取っている方法
 - ・ 加入者の資産の運用及び経験等に応じて、最適と考えられる方法（資料・ビデオ配布、説明会開催等）
 - ・ 加入者等からの質問・紹介等への速やかな対応（コールセンター等）
- 運営管理機関に委託する場合の事業主の協力（資料等の配布、就業時間中の説明会の実施、説明会の会場の用意等）
- 情報提供の方法として工夫をしている点、効果的な点

(3) 投資教育の効果について

- 加入者等の確定拠出年金についての理解の度合い
- 資産運用に対する意識の変化 等

(4) 投資教育の課題について

- 運営管理機関等との関係
- 加入者との関係
- 制度上の問題 等

2. 運営管理機関に対する調査

運営管理機関に対して、投資教育に関する要望や課題について、関係団体等を通して調査する。

- 実施企業から寄せられる要望・疑問点
- 投資教育を実施する上での課題 等

3. 厚生労働科学研究での調査

平成16年度厚生労働科学研究において、アンケートやヒアリングにより、投資教育等に関する調査分析を行う。

- アンケート調査
 - ・平成15年度アンケート調査回答企業に対する投資教育等の追跡調査
- ヒアリング調査
 - ・確定拠出年金実施企業のタイプ別での投資教育等のヒアリング調査

<参考>

◎確定拠出年金法（平成13年法律第88号）

（事業主の責務）

第22条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第25条第1項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事務の委託）

第61条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

五 その他厚生労働省令で定める事務（個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。）

第5節 企業型年金に係る規定の準用

第73条 前章第4節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第5節の規定は個人型年金の給付について、第43条第1項から第3項までの規定は連合会について準用する。この場合において、第22条中「事業主」とあり、並びに第25条第3項及び第4項、第29条第2項、第33条第3項、第34条、第37条第3項並びに第40条中「資産管理機関」とあるのは、「連合会」と読み替えるほか、同章第4節及び第5節並びに第43条第1項から第3項までの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（加入者等の運用の指図に資する措置）

第97条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第22条（第73条において準用する場合を含む。）の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

◎確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）

（連合会の事務の委託）

第37条 法第61条第1項第5号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

五 法第73条において準用する法第22条の措置に関する事務

第2 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項

1. 基本的な考え方

- (1) 確定拠出年金は、我が国の年金制度において、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定される初めての制度である。確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。したがって、法第22条の規定等に基づき、資産の運用に関する情報提供に係る業務を行うこととなる確定拠出年金を実施する事業主、国民年金基金連合会及びそれらから委託を受けて当該情報提供業務を行う確定拠出年金運営管理機関等（この第2の事項において「事業主等」という。）は、極めて重い責務を負っており、制度への加入時はもちろん、加入後においても、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な情報提供を行わなければならないものであること。
- (2) 資産の運用に関する情報提供に係る業務を行う事業主等は、常時上記(1)に記した責務を十分認識した上で、加入者等の利益が図られるよう、当該業務を行う必要があること。

2. 法第22条の規定に基づき加入者等に情報提供すべき具体的な内容

- (1) 資産の運用に関する情報提供に係る業務を行う事業主等は、少なくとも、次に掲げる事項を、制度への加入時及び加入後の個々の加入者等の必要性に応じて加入者等に情報提供すること。
- ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
- ア わが国の年金制度の概要及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ
- イ 確定拠出年金制度の概要（次の(7)から(キ)までに掲げる事項）
- (7) 制度に加入できる者とその拠出限度額
- (イ) 運用商品（法第23条第1項に規定する運用の方法をいう。以下同じ。）の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預替え機会の内容
- (ウ) 給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金別）の受取方法
- (エ) 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法
- (オ) 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
- (カ) 事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の役割
- (キ) 事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容
- ② 金融商品の仕組みと特徴
- 預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項
- ア その性格又は特徴
- イ その種類

- ウ 期待できるリターン
- エ 考えられるリスク
- オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

③ 資産の運用の基礎知識

- ア 資産の運用を行うに当たっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること）
- イ リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク等）
- ウ リスクとリターンの関係
- エ 長期運用の考え方とその効果
- オ 分散投資の考え方とその効果

- (2) 加入者等に、運用プランモデル（老後までの期間や老後の目標資産額に応じて、どのような金融商品にどの程度の比率で資金を配分するかを例示したモデル）を示す場合にあつては、元本確保型の運用方法（令第16条各号に規定する運用の方法をいう。以下同じ。）のみで運用する方法による運用プランモデルを必ず含んでいるものとする

3. 加入者等への具体的な提供方法等

- (1) 資産の運用に関する情報提供に係る業務を行う事業主等は、次に掲げる方法により、加入者等に情報提供すること。
- ① 資産の運用に関する情報提供の方法としては、例えば資料やビデオの配布（電磁的方法による提供を含む。）、説明会の開催等があるが、各加入者等ごとに、当該加入者の資産の運用に関する知識及び経験等に応じて、最適と考えられる方法により行うこと。
 - ② 事業主等は、加入者等がその内容を理解できるよう情報提供を行う責務があり、加入者等からその内容についての質問や照会等が寄せられた場合には、速やかにそれに対応すること。
- (2) 事業主が確定拠出年金運営管理機関に資産の運用に関する情報提供を委託する場合においては、当該事業主は、各企業型年金加入者への資料等の配布、就業時間中における説明会の実施、説明会の会場の用意等、できる限り協力することが望ましいこと。

4. 資産の運用に関する情報提供と、確定拠出年金法で禁止されている特定の運用の方法に係る金融商品の勧奨行為との関係

- (1) 事業主等が上記2に掲げる資産の運用に関する情報を加入者等に提供する場合には、当該行為は法第100条第6号に規定する禁止行為には該当しないこと。
- (2) なお、事業主等が、価格変動リスク又は為替リスクが高い株式、外国債券、外貨預金等（この(2)において「株式等」という。）のリスクの内容について加入者等に十分説明した上で、老後までの期間及び老後の目標資産額に応じて株式等での運用を含んだ複数の運用プランモデルの提示を行う場合にあつても、当該行為は法第100条第6号に規定する禁止行為には該当しないこと。